

西都市SS(サービスステーション)過疎地対策計画策定支援業務委託仕様書

1 業 務 名

西都市SS過疎地対策計画策定支援業務委託

(全国石油商業組合連合会補助事業)

2 業務の目的

西都市は、居住地から15km以内にSSが存在しないエリアが所在するSS過疎地である。当該エリアは市中心部から離れた山間部に在る東米良地区になるが、地区内唯一のSSが令和4年に閉鎖されたため、地区の最大集落の最寄りのSSが25kmほど離れた西米良村のSSになるなどSS過疎地対象エリアが更に拡大した。現在、西米良村の一部地域を含め燃料供給に支障が生じている。

また、本市中心部から東米良地区、西米良村を経て熊本県湯前町に至るまでは国道219号が主要道路となっているが、西米良村のSSが休日定休日となるため、本市穂北地区にあるSSから湯前町のSSまでの約65kmがSS不在の区間となる。そのため域外からの観光客や通行する車両の燃料確保にも大きな不安がある。

SS過疎地エリアの東米良地区及び西米良村は、人口減少・高齢化が顕著な地域であるが、近年では東米良地区にて地域活性化の事業に取り組むNPO法人が設立されるなど地域活動が活発化しており、令和4年からは農村RMOの運営を開始し地域課題の解決に向けて取り組んでいる。その中で、燃料供給の問題に対し、地元を中心にジビエ工場・販売所を併設することで収益確保や人件費削減を行う効率的な複合施設のSSの設置・運営を目指して検討を始めた。

これらの地域の特性や実情を踏まえ、西米良村と連携しながら地域振興に資することや地域が主体になることにより継続する燃料供給体制の確保を目指す。そのために多様な検討、検証を行いSS過疎地対策計画を策定する。

3 委託期間 契約締結日から令和6年2月20日(火)

4 業務内容

本業務は、全国石油商業組合連合会が実施する「自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業」を活用して、燃料供給拠点の維持等に係る計画を策定するためのもので、その内容は次のとおりとする。

(1) 計画準備

- ・業務実施に際し必要な計画及び準備等の実施
- ・計画の対象地域の設定

(2) 地域の現状把握

- ・人口、産業等の状況把握
- (3) 市内の燃料供給体制の現状把握
 - ・SSの立地状況、販売等の状況把握
- (4) 地域の燃料需要及びニーズの把握
 - ・地域の燃料購入状況、課題、ニーズ（アンケート）
 - ・地域の燃料需要（想定需要量推計）
 - ・災害対応燃料需要量
- (5) 燃料安定供給機能の確保方策（SS過疎地対策計画）の検討
 - ・燃料安定供給に向けた課題と対応方針の検討
 - ・燃料供給拠点（SS）の検討（立地場所、販売量、施設・機能策等）
 - ・安定的な燃料供給機能の維持及び運営主体の自主的かつ持続的な運営方策の検討
 - ・実現に向けたロードマップ
- (6) 計画策定のための委員会の運営支援（概ね3回）
- (7) 計画書の作成
 - 計画書 2部
 - 計画書概要版 2部
 - アンケートの実施結果（考察を含む） 2部
 - 上記データを格納した電子データ（CD-R） 1部
- (8) 提出書類の作成
 - 業務着手届
 - 工程表
 - 業務完了届
 - 完了検査願い
 - その他市が指示する書類
- (9) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間打合せ（2回）及び成果物納入時のほか、必要に応じて適宜実施
- (10) 他計画策定のために必要な業務

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、西都市議会の個人情報保護に関する条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とす

る。

- (3) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。
- (5) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、業務の完了をもって全て本市に移転する。